

整理番号	報告書掲載頁	監査項目	所管課	結果の内容 (報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
							措置等の内容 又は対応案	対応状況	実施時期 (予定を含む)
公-14-1		美山小学校学童保育所(仮称)建設工事について	児童青少年課 建築課	そもそも「仕様書発注」による契約方式を認める根拠条文は存在しない。	○		本件以後は、「仕様書発注」を行わないよう改めた。	対応済	平成15年4月
公-14-2		美山小学校学童保育所(仮称)建設工事について	児童青少年課 建築課	指名競争入札を実施するためには、予定価格を設定する必要があるが、建築課による工事の設計及び積算を行わない場合、工事の予定価格が合理的な根拠に基づいて算定されないことになる。	○		建築課に工事の設計・積算を依頼している。	対応済	平成15年4月
公-14-3		美山小学校学童保育所(仮称)建設工事について	児童青少年課 建築課	施設の建設に当たり、市の教育委員会との調整に1ヶ月を費やしたため、建築課による設計及び積算を行う時間がなかったという事実は、自然災害等を理由とする「仕様書発注」の緊急性事由という趣旨に合致しているとは考えられない。開設後の利用率も低い。	○		整備計画については、十分な準備期間を設けて行っている。利用率は、当初16%と低かったが現在50%を超えている。	対応済	平成15年4月
公-14-4		斎場火葬炉煉瓦積替その他工事について	斎場事務所	随意契約でなければならない理由が不明確であり、一方、指名競争入札を仮に行ったとした場合に想定される弊害についても、事務所において十分に検討されたものとは考えられない。	○		火葬炉関連の修繕、工事については、従来のY社だけの随意契約を見直した。→斎場火葬炉台車耐火ブロック修繕(平成16年7月28日契約)は、指名競争入札で契約締結した。	対応済	平成16年7月
公-14-5		斎場火葬炉煉瓦積替その他工事について	斎場事務所	火葬炉煉瓦積替工事は他にもできる会社はあり、特殊性を勘案したとしてもY社だけの随意契約とすることに合理的な理由があるとは言えない。	○				
公-14-6		地区会館の有効利用について	協働推進課	地区会館の利用者は近在の地域住民がほとんどであり、当該地域住民の利用が極めて低い地区会館については、その設置当初の趣旨が住民のニーズに適合していないものと考えられるため、当該地区会館の廃止を含めて運営方法等の検討が必要であると考えられる。	○		地区会館の管理運営については、平成16年11月15日の経営会議において、地区会館としての条例上の位置付けは廃止し、地域で活用する場合には、施設を無償貸与し、管理運営経費は地域負担とする。また、地域管理を希望しない又は地域で管理しきれない場合には、一部を無償貸与し、残りは別途活用する。または、すべてを別途活用もしくは廃止するという方針を決定しており、その後、関係する地元町会等との協議を進めている。	対応済	平成17年3月
公-14-7		地区会館の有効利用について	協働推進課	「市民センター」又は「未利用教室」などで代替できる施設があるならば、地域の環境整備の一環として建設された地元還元施設の存続・廃止を含め、同様の検討を要する。	○				
公-14-8		地区会館の有効利用について	協働推進課	やむを得ず今後も低利用の地区会館を存続させざるを得ない場合には ①当該地区会館の地域外からも広く利用されることを可能にし、その場合には施設利用の有料化を検討すること。 ②地区会館の運営に伴い発生する光熱水費、修繕費等は地元の町会・自治会などの負担として自主的な運営を推進すること。	○				
公-14-9		「タヤけ小やけふれあいの里」の管理業務委託について	観光課	黒字である観光協会へ繰り入れる必要はなかった。	○		一般会計に繰り入れている金額については、事務局における事務費相当額であるが、年度末に繰り入れることは、余剰金と誤解されるため、事務費は年度当初に処理するよう(社)八王子観光協会に指導した。	対応済	平成15年度
公-14-10		「タヤけ小やけふれあいの里」の管理業務委託について	観光課	余剰金について市と協会とでその使途について協議の対象とすべきであった。	○		協議対象とした。	対応済	平成15年度
公-14-11		高尾山麓駐車場管理運営業務について	観光課	見積書における計算基準と実際の計算基準が異なっていた。	○		整合性を図るよう指導した。	対応済	平成14年度
公-14-12		高尾山麓駐車場管理運営業務について	観光課	観光協会に対して、受託業務について区分経理を徹底し、損益状況を明確に指導を行う必要がある。	○		収支を明確にし、経理区分を徹底させ、損益状況を明確にするよう指導した。	対応済	平成14年度
公-14-13		斎場の清掃等業務委託について	斎場事務所	一社が継続して行っているが、競争性が高まるような方法へ変更する必要がある。	○		18年度清掃等業務委託契約は、特命による契約ではなく、競争による見積もり合わせて実施した。	対応済	平成18年4月

整理番号	報告書掲載頁	監査項目	所管課	結果の内容 (報告書より抜粋)	指摘	意見	措置状況		
							措置等の内容 又は対応案	対応状況	実施時期 (予定を含む)
公-14-14		公園緑地等除草その他業務委託について	公園課	競争性を確保する措置を講じる必要がある。	○		平成16年度に市外業者7社、準市外業者9社を含む80社による指名競争入札を実施。	対応済	平成16年5月
公-14-15		エレベータ保守点検委託について	契約課	競争的で経済的な結果をもたらす契約方法に変更する必要がある。	○		事業の計画・実施は、事業所自課の考え方が基本であり、金額だけの競争でなく安全面、品質確保等の観点から総合的に判断した結果、競争の依頼があれば、安全確保の計画、事故等が発生した際の事故責任の所在及び損害賠償請求の手続について、約款又は仕様書に明記することを条件として競争入札を行うこととした。	対応済	平成18年2月
公-14-16		駐車場事業について	交通事業課	①旭町駐車場の利用実績が低迷している。時間貸利用部分については、機械式1台につき1人の作業員を割り当てる必要があるため、未利用の定期駐車部分すべてに作業員を割り当てできない。機械式駐車設備の一部が未稼働状態であった。	○		未稼働部分については、定期駐車スペースとして貸し出しを開始した。	対応済	平成14年10月
事-14-1		審査手続きについて	産業政策課	要綱第12条第2項によれば、取扱金融機関もしくは信用保証協会が市のあつ旋を減額または否決した場合、もしくは本人が辞退した場合は、「適否報告」にその理由を記載する必要があるが、この規定に反して理由の記載がなかったものが19件あった。	○		指摘のあった19件については、金融機関に対し、記載漏れのないよう指導した。指導後記載漏れがあった場合、その都度、記載を求めようとしている。	対応済	平成15年4月
事-14-2		審査手続きについて	産業政策課	許認可証の日付と事業の開始日は通常一致しない。従って、「1年以上の境にある微妙なケース」の場合、口頭で事業の開始日を確認し、不審な点があれば市としてできる範囲で調査(現場視察など)を実施すべきである。	○		窓口での申請時、口頭で事業開始時期の確認を行い、さらに事業開始後経過した期間を申請時に記入。	対応済	平成16年4月
事-14-3		審査手続きについて	産業政策課	書面による飲食業の許認可及び口頭による本人への確認のみでは、必要十分な審査を実施しているとは言えない。市には財務諸表等をチェックする義務はないが、質問及び必要に応じ現場視察等を実施することが重要である。	○		窓口での申請時、許認可の確認を口頭のみでなくチェックシートでも行う。	対応済	平成16年4月
事-14-4		審査手続きについて	産業政策課	受注工事が500万円以上の工事があり建設業の許認可が必要。許認可がなく協会での否決とされた事例について、口頭による本人への確認が不十分であり、必要かつ十分な審査を実施しているとは言えない。	○		窓口での申請時、許認可の確認を口頭のみでなくチェックシートでも行う。	対応済	平成16年4月
事-14-5		審査手続きについて	産業政策課	融資申込者が法人であるにもかかわらず、名義が個人であった場合、保証協会に問い合わせを行い当該融資が認められる条件等を確認のうえ、融資申込者に適切な対応を行うことも市の審査の一環である。口頭で行った指導内容等を文書にすることにより、責任関係を明確にする必要がある。	○		融資あつ旋決定の起案書中、「事務処理欄」に記載し、責任関係を明確にすることで措置した。	対応済	平成15年4月
事-14-6		審査手続きについて	産業政策課	資格要件に「市内に事業所を有し、引き続き同一場所で1年以上事業を営んでいること」と規定されており、口頭での質問で通常事業休止は判明するものとする。仮に申請人の虚偽申告により判明しなかった場合には、一時的な休業の具体的内容を金融機関あるいは保証協会に確認の上、理由を文書で保存すべきである。	○		金融機関あるいは保証協会に確認の上、融資あつ旋決定の起案書中、「事務処理欄」に理由を記載することで措置した。	対応済	平成15年4月
事-14-7		審査手続きについて	産業政策課	建設業の許認可証取得できず本人辞退した事例について、口頭による本人への確認が不十分であり、必要かつ十分な審査を実施しているとは言えない。	○		窓口での申請時、許認可の確認を口頭のみでなくチェックシートでも行う。	対応済	平成16年4月
事-14-8		利率設定について	産業政策課	利率の変更が、小口融資で平成12年度、また、緊急融資で平成10年度中(平成10年9月)に1度ずつ行われたのみで、他の制度融資については過去5年間一度も行われていない。平成13年度から市は短プラ+0.5%を基準に決定する方法に変更しているが、この水準に基づいているとは言えず、むしろ依然として平成11年度まで基準としてきた長期プライムレートの水準に近いものとなっている。従って、利率の水準の適正性について再度検討する必要がある。	○		融資5年以内短プラ+0.5、7年以内短プラ+0.7、7年超短プラ+0.9とした。	対応済	平成15年4月